セシムベシ、

六、会社指定ノ合宿ニ宿泊スル者ハ社員ヲ賃与シ且無料宿泊セシメ医師ノ診断ヲ経テ勤務不相当者ニ食事ヲ給与セシム

七、七日八日九日ノ三ヶ日分ハ夏期手当トシテ収入ノ割ニテ支給セシム

八、従業者ニ対シテハ従業手当トシテ日給ノ割ヲ支給セシム

九、会社ハ都合ニ依リ解雇スル者ハ其ノ事ノ如何ニ依ラズ満一ヶ年未満ハ日給二十日分一ヶ年以上ニヶ年未満ハ三十日分 二ヶ年以上ハ四十日分ヲ解雇手当トシテ支給セシムル

十、二ヶ年二回ノ定期ノ昇給トシテ最低五分以上ノ昇給ヲナサシムル

（以下略）

会社ハ右各項ヲ受ケタル以後ニ於テ善後策ヲ研究中ナリ

七月十八日